

入札説明書（個別編）

令和8年10月2日発行の千葉県報において公告した、千葉県総合リハビリテーションセンター建築工事（第2期）に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書（個別編）及び入札説明書（共通編）による。

- 1 公告日 令和8年10月2日
- 2 契約者等 千葉県知事 熊谷 俊人
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県県土整備部営繕課 電話043（223）3451

3 一般競争入札に付する事項

（1）工事概要

工 事 名	千葉県総合リハビリテーションセンター建築工事（第2期）
工 事 箇 所	千葉市緑区誉田町
予 定 価 格	落札決定後公表する
工事の種類	建築一式工事
工 事 期 限	令和13年6月30日限り（工事着手期限日 令和9年6月1日）
工 事 概 要	千葉県県有建物長寿命化計画における、「県有建物の整備計画」に基づき、既存施設の現地建て替え工事を行う 新築工事〔構造・規模〕 ・居住棟 鉄筋コンクリート造5階建て 延べ面積 18,229.93㎡ 解体工事〔構造・規模〕 ・本館棟、中央棟（既存）鉄筋コンクリート造4階建て 延べ面積 14,092.68㎡ ・仮設渡り廊下（既存）木造 平家建て 延べ面積 244.05㎡ 上記建築物に係る建築工事及び周辺外構工事一式
主 要 資 材	鉄骨:322t、鉄筋:2,705t、コンクリート:16,017 ㎡、アルミニウム製建具:286 か所

（2）入札方式及び落札者決定方式

本案件は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（事後審査Ⅱ型）により入札を執行する工事であり、資料の配布、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

また、入札書及び工事費内訳書の提出時に、技術資料を受け付け、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を適用する工事である。

入 札 方 式	一般競争入札（事後審査Ⅱ型）
落札者決定方式	総合評価方式（標準型）
適用するダンピング対策	☐ 最低制限価格制度 ・ ☒ 低入札価格調査制度
積算基準の適用	☐ 土木 ・ ☐ 土木(電気通信編・機械編) ・ ☒ 営繕 ・ ☐ 下水(土木を除く) ・ ☐ その他

※入札説明書（共通編）の参考を参照し、積算基準に対応した調査基準価格の算定方法を確認すること。

(3) 入札日程

入札手続き	期 日（開始日～期限日）
入札公告期間	令和8年10月2日（金）～令和8年11月9日（月）
設計図書等の縦覧期間※ ¹	令和8年10月2日（金）～令和8年11月13日（金）
質問受付期間※ ¹	令和8年10月5日（月）～令和8年10月16日（金）
質問回答日	令和8年11月6日（金） 17:00までに
資格確認申請受付期間※ ² （申請書及び資格確認資料）	令和8年11月10日（火）～令和8年11月12日（木）
共同企業体資格審査申請受付期間	令和8年11月5日（木）～令和8年11月9日（月）
資格審査結果通知※ ³ 資格確認通知日※ ⁴	令和8年11月13日（金）
入札書受付期間※ ² （入札書・工事費内訳書、技術資料）	令和8年11月16日（月）～令和8年11月17日（火）
開札日	令和8年12月9日（水） 14:00
落札者決定通知日（予定）※ ⁵	令和8年12月24日（木）

※1 各日の午前9時から午後5時までとする。

※2 開始日の午前9時から期限日の午後5時までとする。郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）による場合は、最終日午後5時までの必着とする。なお、電報又はファクシミリによる入札は、認めない。

※3 入札参加資格の審査結果の通知（資格者名簿の登載）について、郵便をもって通知を行う。

※4 事後審査Ⅱ型において、電子入札システム上、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認するものではない。

※5 入札参加資格の事後審査の手続により延期する場合がある。

(4) 入札条件

建設リサイクル法※ ¹	☒ 対象 ・ ☐ 否			
フレックス工期契約制度※ ²	☒ 対象 ・ ☐ 否			
I C T活用工事※ ³	☐ 対象 ・ ☒ 否			
C C U S活用工事※ ⁴	☒ 対象 ・ ☐ 否			
難工事指定（県土整備部）※ ⁵	☐ 対象 ・ ☒ 否			
専任特例2号の場合※ ⁶ の 監理技術者の配置	☐ 対象外	☐ 可 ・ ☒ 不可		
電子入札約款第2条第5項で 定める誓約書※ ⁷ の提出	☐ 必要 ・ ☒ 不要			
債務負担行為の活用	☒ 有	契約初年度の支払い※ ⁸		☐ 無
		☐ 有	☒ 無 本工事では、契約初年度の支払請求は出来ない。	
電子契約サービス※ ⁹	☐ 可 ・ ☒ 不可			
関連工事	☐ 有 ・ ☒ 無			

※1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の適用を受ける対象工事の場合、

分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられる。

- ※2 千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領を参照すること。
- ※3 千葉県県土整備部 ICT 活用工事実施要領を参照すること。
- ※4 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領を参照すること。
- ※5 千葉県県土整備部難工事表彰要綱を参照すること。
- ※6 専任特例2号の場合とは、建設業法第26条第3項第2号による場合をいう。入札説明書（共通編）の「技術者の配置」を参照すること。
- ※7 誓約書は、別記1号様式により、資格確認申請書と併せて提出すること。
- ※8 ゼロ県債による債務負担工事を活用する工事の場合、契約初年度の支払い限度額が設定されていないため、契約初年度は、前払金等の支払請求が出来ないことに留意すること。
- ※9 電子契約を希望する場合は、資格確認申請書と併せて、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。

（5）その他

ア 「入札説明書（共通編）」に「5 契約条項等を示す場所」の記載があるが、本案件の工事に係る契約書案、特定調達契約入札約款、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧及び無償配布を次のとおり行う。

（ア）縦覧場所

千葉県県土整備部営繕課

住所 千葉市中央区市場町1-1 県庁中庁舎5階

電話 043（223）3451

（イ）縦覧の申込み

設計図書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。

希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

（ウ）設計図書等の配布

希望者に、次により設計図書等は無償で配布する。

ただし、希望者に対しては、未使用の記録媒体（CD-R等）を持参することにより電子データを交付するので、下記にその旨連絡すること。

連絡先

千葉県県土整備部営繕課

住所 千葉市中央区市場町1-1 県庁中庁舎5階

電話 043（223）3451

イ 本案件の契約は、千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例に該当するもの（予定価格5億円以上の工事又は製造の請負に係る契約）であり、千葉県議会の議決を要する。

落札者の決定後、7日以内に仮契約を締結しなければならず、議会の可決があった時に本契約として効力を生ずる。

議会の議決までに、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく参加資格の制限又は千葉県建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合には、仮契約後であっても締結しない。

ウ この工事は、その履行に数年度を要するものとして地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定により継続費が設定されているが、契約初年度の年割額が定められていないため、契約書初年度には前払金等の支払請求をすることができない。

この工事は、継続費に係る契約であり、年度ごとの支払限度額は、請負代金に対して、概ね次のとおりとする。

ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

令和 8 年度	0 パーセント
令和 9 年度	4 パーセント
令和 1 0 年度	2 1 パーセント
令和 1 1 年度	4 0 パーセント
令和 1 2 年度	3 4 パーセント
令和 1 3 年度	1 パーセント

この工事は、中間前金払い又は部分払いを選択することができる。ただし、当該請求について「建設工事請負契約書」によるものとする。

4 入札参加者に必要な資格に関する事項

本案件は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で施工するものとする。

本案件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

（1）共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

構成員の数	2 者又は 3 者
営業所の所在地（組合せ）	—
出資比率	最小の出資者の出資比率は、2 者で構成する共同企業体のときは 3 0 % 以上、3 者で構成する共同企業体のときは 2 0 % 以上とし、代表者の出資比率は、最大の出資比率であること
代表者	構成員のうち最大の施工能力を有する者

- ・「代表者」について経営事項審査の総合評定値等を勘案し、適当であるか審査を行う。
- ・共同企業体の各構成員は、共同企業体協定書を締結しなければならない。
- ・共同企業体の構成員は、当該工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。
- ・千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成 7 年 1 月 7 日制定）に基づき資格者名簿に登録された経常建設共同企業体は、共同企業体の構成員になることはできない。

（2）共同企業体の構成員に求める資格要件

名簿登載	ア 千葉県における建築一式工事に係る入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められている者 イ 建築一式工事に係る経営事項審査の総合評定値（一般競争入札参加資格確認申請書の提出時において有効なものに限る。）が 9 9 8 点以上の者 ただし、官公需適格組合である事業協同組合にあつては、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された建築一式工事に係る客観点数が 9 9 8 点以上の者
建設業許可※	特定建設業の許可を有する者
営業所の所在地	—
技術者配置	保有資格 一級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有する者を本工事に配置できる者 施工実績 —
同種工事	—
その他	—

- ・「名簿登載」とは、千葉県建設工事等入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）における、本案件の発注工種に対応する業種別の登載状況及び登載されている格付等級による資格要件をいう。
- ・「建設業許可」とは、本案件の発注工種に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める業種別の許可の有無による資格要件をいう。

- ・「営業所の所在地」とは、営業所の有無による資格要件をいう。ここで“主たる営業所”とは、建設業の許可を受けた主たる営業所をいい、“従たる営業所”とは、建設業の許可（本案件の発注工種に限る）を受けた従たる営業所で、千葉県建設工事等入札参加資格者名簿において契約委任先として登録した営業所をいう。
- ・「技術者配置」とは、本工事への配置を予定する主任技術者（又は監理技術者）に求める資格要件をいう。なお、資格要件が設定されていない場合であっても、建設業法第 26 条の規定による主任技術者（又は監理技術者）の配置（又は専任配置）は必須となることに留意すること。入札説明書（共通編）の「11 主任技術者（又は監理技術者）の配置」を参照すること。
- ・「技術者配置」の施工実績及び「同種工事」の“過去 15 年間”の期間は、入札公告の前年度までの 15 か年度間に当該年度の入札公告までの日を加えた期間（平成 23 年 4 月 1 日～入札公告の日）をいう。
- ・「同種工事」とは、入札参加者が有する元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合の者に限る。）で施工した実績（竣工したもの）の有無による資格要件をいい、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成 7 年 11 月 7 日制定）に基づき結成された経常建設共同企業体（以下、「経常 JV」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者を認める。

※本工事の発注工種に対応する許可業種について、許可を受けてから 3 年以上の営業実績がある者。

（3）共同企業体の代表者に求める資格要件

名 簿 登 載	ア 千葉県における建築一式工事に係る入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められている者 イ 建築一式工事に係る経営事項審査の総合評定値（一般競争入札参加資格確認申請書の提出時において有効なものに限る。）が 998 点以上の者 ただし、官公需適格組合である事業協同組合にあっては、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載された建築一式工事に係る客観点数が 998 点以上の者
技術者配置	保有資格 一級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本工事に配置できる者 施工実績 —
同 種 工 事	過去 15 年間に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1 棟の工事対象となる延べ面積が 9, 100 m ² 以上の病院の新築又は増築に係る建築一式工事を元請で施工した実績がある者
そ の 他	—

（4）共通事項

- ア 資格者名簿に登載されている者のうち、本案件の工種に対応する許可業種について、許可を受けてから 3 年以上の営業実績のある者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 4 月 5 日制定）に基づく指名停止措置を、本工事の資格確認申請の期限日から本工事の落札決定の時までの間、受けていない者。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ウ 本案件に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- ・この工事に係る設計業務等の受託者

商 号	株式会社山下設計
所在地	東京都中央区日本橋小網町 6 番 1 号

- ・当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
 - （ア）当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又その出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - （イ）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

（5）その他

なし。

5 総合評価に関する事項

（1）総合評価の方法

- ア 評価方式は、標準型とする。
- イ 「標準点」を 100 点とし、「加算点」の最高点を 50 点とする。
- ウ 「加算点」の算出方法は、別添の表の評価項目に基づき評価を行った結果得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち最も高い者に 50 点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。
- エ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」とウによって得られる「加算点」との合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

（2）価格以外の評価点の算定方法

別添のとおり

（3）評価内容の担保

「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に記載された内容について、履行状況に関する検査を行う。

受注者の責めにより評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として 3 点減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

6 各種書類の提出先他

（1）入札書、資格審査資料、資格確認資料、技術資料の提出先

千葉県県土整備部建設・不動産課 入札契約室

住所 千葉県千葉市中央区市場町 1－1

（2）設計図書等に対する質問の提出先

eizen7@mz.pref.chiba.lg.jp（千葉県県土整備営繕課）

（3）問合せ先

千葉県県土整備部建設・不動産課 入札契約室

電話 043－223-4309